

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月8日 07時35分ごろ
発生場所	高知県中土佐町 <sup>やたべ</sup> 部埼南東方沖 上ノ加江港防波堤灯台から真方位144° 1.9海里付近 (概位 北緯33° 15.2′ 東経133° 16.2′)
事故の概要	漁船 <sup>きさと</sup> 幸丸は、北進中、また、プレジャーボートひの丸は、船首を北西方に向けて錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 幸丸、3.8トン KO3-16735（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ひの丸、5トン未満（長さ5.32m） 282-18476高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、中土佐町沖での操業を終えて同町久礼港に向け、約10ノットの対地速力で自動操舵により北進しながら帰航中、船長Aが左舷船尾甲板で漁具を片付けていたところ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、A船及びB船の損傷状況、並びに船長Bに負傷のないことを確認して118番通報し、B船に併走して中土佐町上ノ加江港に入港した。 船長Aは、帰航中、左舷船尾甲板で中腰の姿勢で漁具を片付けていたので、操舵室により正船首方から右舷船首方が見えにくく、B船が船首方で錨泊していることに気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、矢田部埼南方沖の黒簪 <sup>ぼえ</sup> 付近において船首を北西方に向けて錨泊し、船長Bが左舷側を向いて座った姿勢で釣りをしていた。 船長Bは、B船の方に向かってくるA船を左舷船尾方に認めたが、他の漁船と同じように錨泊中のB船を避けてくれると思い釣りを続けていたところ、A船が約50mまで接近してもB船を避ける様子がない

	<p>かったので、衝突の危険を感じ、B船の右舷側から海に飛び込んだ直後、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、近くで釣りをしていた友人の船に引き上げられた後、B船に戻り、自力で中土佐町上ノ加江漁港に戻った。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北進中、船長Aが、左舷船尾甲板上で中腰の姿勢で漁具を片付けており、操舵室により正船首方から右舷船首方が見えにくい状態で航行を続けたことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて錨泊中、船長Bが、B船に向かってくるA船を左舷船尾方に認めたが、A船が錨泊中のB船を避けてくれると思い錨泊を続けたことから、衝突を避ける措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が船首を北西方に向けて錨泊中、船長Aが、左舷船尾甲板で中腰の姿勢で漁具を片付けており、操舵室により正船首方から右舷船首方が見えにくい状態で航行を続けたため、船首方で錨泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、B船に向かってくるA船を左舷船尾方に認めたが、A船が錨泊中のB船を避けてくれると思い錨泊を続けたため、衝突を避ける措置を採る時機を逸し、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、操船及び周囲の見張りに専念し、漁具の片付け等の作業は、安全な場所で停船して行うこと。</li> <li>・ 船長は、錨泊中、接近する船舶を認めたときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>